

各児童養護施設長 様

世田谷区子ども・若者部長
松本 幸夫
(公印省略)

令和5年度施設調査書の提出について(依頼)

日頃より、社会福祉施設の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、実地検査の資料とするため、下記のとおり施設調査書(児童養護施設)を作成いただき、提出をお願いいたします。

記

1 調査書記入上の注意点

- (1) 調査書の作成時点は、原則として、令和5年4月1日現在とします。
ただし、会計経理関係は、令和4年度決算時点となります。
- (2) 本調査書は、次のような用途に用いますので、あらかじめご承知おきください。
情報開示を請求される区民に対して、個人に関する情報等を除き開示することがあります。
関係各課から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供する場合があります。
指導検査の実施にあたり参考図書とするほか、公認会計士等に貸し出し、分析を依頼することがあります。

2 提出書類

「施設調査書(児童養護施設)」 1部

3 提出期限

令和5年7月31日(月曜日)

なお、指導検査の日程により上記の提出期限にかかわらず、個別に提出期限の連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

4 作成・提出方法

- (1) 世田谷区ホームページより、「施設調査書(児童養護施設)」をダウンロードし、内容を入力してください。
【区ホームページ掲載場所】
ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育施設等の指導検査について>児童福祉施設(認可保育園等を除く)>児童福祉施設の指導検査について
(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/010/002/d00185366.html>)
- (2) 作成済のデータは、世田谷区保育認定・調整課あてメールでご提出ください。
【提出先メールアドレス】
SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp

5 その他

ご不明な点などございましたら、次頁の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課
事業者指導担当

(世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口)

電話：03 - 5432 - 2333

FAX：03 - 5432 - 3018

E-mail：SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp